

西条市告示第 6 5 号

地方自治法（昭和 22 年政令第 16 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納の事務を行わせる者を指定し、及び当該事務の委託をしたので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

愛媛県西条市長職務代理者

西条市副市長 明比 卓志

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称  
地方公共団体情報システム機構
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地  
東京都千代田区一番町 25 番地
- 3 委託した公金事務に係る歳入等  
西条市手数料条例（平成 16 年西条市条例第 55 号）に規定する次に掲げる手数料
  - (1) 住民票の写しに関する証明書交付手数料
  - (2) 住民票の記載事項に関する証明書交付手数料
  - (3) 印鑑に関する証明書交付手数料
  - (4) 市県民税課税証明書交付手数料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 歳入等の公金事務を委託した日  
令和 8 年 4 月 1 日